

# かぬま KANUMA-NIKKO にっこう

誌上講演

新人や若者はこんな上司・先輩を待っています

2015 (平成 27 年) 春号  
vo.7.

7

5月20日 / 広報委員会  
通巻第52号



公益社団法人 鹿沼日光法人会

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

春の雪をかぶった二股山 (鹿沼市)

# 新人や若者はこんな上司・先輩を待っています

産業カウンセラー

柏木 勇一

フレッシュ社員は期待に込めていきますか？40代の人事担当マネジャーから新人対応の相談を受けました。マネジャーが営業職で入社した頃は先輩から厳しい言葉を受けてきました。それが、それは愛のムチ、指導・激励と思い、それほど抵抗はなかったと語りました。

しかし今、世代間のコミュニケーションのギャップに悩んでいます。仕事の連絡が会話からメール主体になった時代の変化を認めつつ、「今どきの若者にはどんな言葉をかければいいのか、どの職場でも戸惑っている」ということでした。

新人を迎え、人事異動で新しい仲間と接する時期は、どの会社でも共通の悩みです。それぞれの企業、職場にふさわしい接し方があると思いますが、若い社員は実際にどんな言葉や態度を求めているのか、相談現場の実例から拾ってみました。

① 機嫌悪そうな顔で口調も荒くなるのは耐えられない② 指示はもつとこまめに出してほしい③ 飲み会はだらだら続けないように④ こつちが挨拶したらちゃんど返してほしい⑤ 昔は：と過去と比較しない⑥ そばにいない人の悪口は聞きたくない⑦ プライベートは詮索しないで。いかがですか？思い当たる方も多いことでしょうか。

この7つの態度にも時代の変化を感じます。例えば仕事帰りの「ちよつと一杯」は、ストレス発散の場としても重宝されています。今も変わりはないのですが、若者には抵抗があるようです。「俺たちの時代はな」と自慢話につながるような言葉も不人気です。これは相手を受け入れていない言葉です。

望ましい対応と上司の考え方は、ふたつに集約できます。

① 若者の強みと弱みを理解する。定型的な仕事はできてい

認してください。5つ挙げます。① 仕事のやり方は具体的に教える② 仕事の意味や目的、全体像までしっかり教える③ 褒める、叱るは具体的に④ 戸惑っているようだったら声をかける⑤ 仕事が進捗した場合のメリットを伝える。これらの対応によって、仲間意識は一気に浸透していくでしょう。

改めてほしい態度を若者の目線から紹介しました。それでは、上司や先輩はどのような接すればいいのでしょうか。

◆ 若い社員への対応、ふたつのヒント

◆ 具体的な対応例

◆ 若い世代が指摘する  
“気になる先輩の態度”

多くの職場で当たり前になっているかもしれませんが、再確認

多くの職場で当たり前になっているかもしれませんが、再確認



産業カウンセラー  
柏木 勇一

◆ 筆者紹介

柏木 勇一  
(かしわぎ・ゆういち)

一九四一年生まれ。

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

# 税務署だより

## 1. 社会保障・税番号制度

### （マイナンバー制度）について

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

## 2. 納税の猶予制度について

国税をその期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞税がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。ただし、国税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、税務署に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度です。

換価の猶予とは、国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

納税の猶予とは、災害、病気、事業の休業などによって国税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

# 税金 問答 Q & A

## 問

当社（12月決算法人）は、平成25年12月に、平成26年1月から12月までの1年間の保守契約を締結し、同月中に1年分の保守料金を支払いました。この保守料金は月極めであり、契約期間が施行日（平成26年4月1日）をまたいでいることから、適

用税率は次の通りとなっています。  
・平成26年1月から3月分の保守料金には、旧税率（5%）  
・平成26年4月から12月分の保守料金には、新税率（8%）

当社は、この保守料について平成25年12月期の法人税の申告において、法人税法基本通達2-2-14（短期の前払費用）を適用し、その保守料金の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入することとしています。ところで、消費税の課税仕入れの時期についても、基通11-3、8（短期前払費用）の規定により、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取扱うとされていますが、この場合、当社は平成25年12月課税期間の消費税の申告において、当該保守料金の仕入税額控除の計算はどのように行えばよいですか。

## 答

平成25年12月の消費税の申告においては、平成26年1月から3月分までの保守料金（旧税率5%適用分）についてのみ、仕入税額控除を行い、平成26年4月から12月分までの保守料金（新税率8%適用分）に係る消費税相当額につい

ては、仮払金として翌期に繰越し、翌期の課税期間に係る消費税の申告において、新消費税法の規定（新税率8%）に基づき仕入税額控除を行うこととなります。なお、1年分の保守料金について、旧消費税法の規定（旧税率5%）に基づき仕入税額控除を行う場合には、翌課税期間において、新税率適用部分（平成26年4月から12月分）について5%税率による仕入対価の返還を受けたものと処理した上で、改めて、新消費税法の規定（新税率8%）に基づき、仕入税額控除を行うこととなります。



**経済ジャーナリスト  
須田慎一郎公開講演会  
を開催!!**

**「どうなる日本!  
日本経済の明日を読む」**



去る2月21日(土)午2時より、鹿沼市民文化センター小ホールにおいて、経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏による公開講演会を実施しました。

この講演会は、毎年、著名人をお迎えして、広く一般の方々へもご聴講いただくことを目的に開催しています。

当日は、当会管内はもとより、近隣から約200名の方がご聴講にお出でいただきました。

タイトルは、「どうなる日本! 日本経済の明日を読む」と題し、日本経済の現状や動向について様々な角度からお話をいただきました。

特に、アベノミクスにあって、経済が活性化しつつある中で、須

田さんは、「アベノミクスは、分り易く言えば公共事業投資と金融緩和策であり、今後政府は、自由度の高い交付金を自治体に支給する『地方創生』に方針を向けて行く考えであり、今後の地方経済は、国の補助金等により、景気は徐々に回復してゆくことは間違いないであろうから、地方においては、これから10年後20年後に、地域をどういった産業で成り立たせて行くのか、官民一体で思考し、実践するための中長期的な計画を立てていくことが必要だ。」と話されました。

今回の講演は、非常にタイムリーな切り口での内容で、受講者は大変参考になったものと思われ

**”応募総数299作品  
税に関する絵はがきコンクール  
小学生より多数の応募!”**



今回で、3回目となる”税に関する絵はがきコンクール“が実施され、昨年11月より今年1月までの間、作品を募集、管内(鹿沼市、日光市)小学生から、299作品の応募がありました。当会では、これら応募作品の審

査会を、1月27日(火)鹿沼市民情報センターにおいて実施、金賞以下17作品が各賞に選ばれました。

また、当会女性部会が講師を派遣し、租税教育活動の一環として協力実施した「租税教室」は、管内小学校2校の6年生を対象に実施、子供たちに税を知ってもらうことができました。

なお、今回の応募作品は、鹿沼市内では2月13日(金)から3月2日(火)の間、日光市内では3月4日(水)から3月24日(火)の間各公共施設で展示、税に関する普及活動を実施することができました。(入賞作品は、4ページに掲載しました。)

**平成26度  
第3回理事会を開催**

去る3月18日(水)、午後2時より、ニューサンピア栃木において、第3回理事会が開催されました。

上原会長挨拶の後、議事となり、上程された議案は、すべて可決承認されました。

- 【第1号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件】
- 【第2号議案 平成27年度収支予算(案)承認の件】

- 【第3号議案 事務処理規程(案)制定の件】
- 【第4号議案 会計処理規程(案)制定の件】
- 【第5号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正(案)の件】
- 【第6号議案 入会・退会事業所報告の件】

**法人税・消費税の  
決算説明会**

去る3月26日(木)27日(金)の2日間、鹿沼支部と日光支部において、「法人税・消費税の決算説明会」を開催しました。



**新設法人説明会**

去る3月5日(木)、鹿沼市民情報センターにおいて、新設法人説明会を行いました。



第3回

平成26年度

# 税に関する絵はがきコンクール受賞者作品



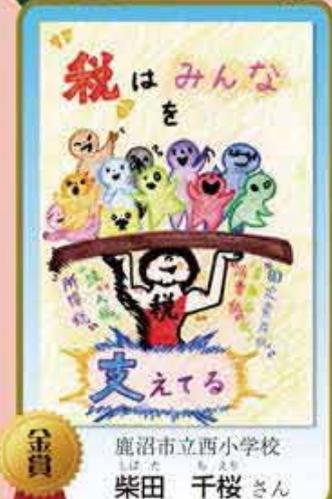
日光市立大妻小学校  
福田 涼菜さん



日光市立今市第三小学校  
菊池 柚里さん



日光市立今市第三小学校  
齋藤亜裕美さん



鹿沼市立西小学校  
柴田 千桜さん



日光市立今市第三小学校  
本多 世奈さん



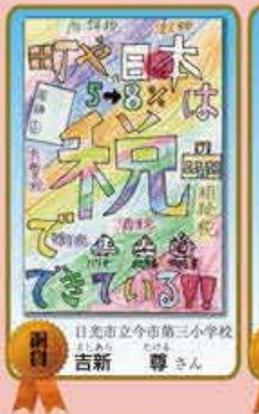
鹿沼市立西小学校  
橋本 幸希さん



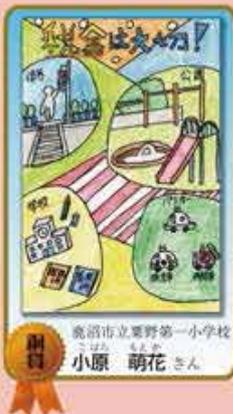
日光市立今市第三小学校  
西村 夏菜さん



鹿沼市立北押原小学校  
藤沼 柊介さん



日光市立今市第三小学校  
吉新 尊さん



鹿沼市立栗野第一小学校  
小原 萌花さん



日光市立森小学校  
小嶋 莉央さん



鹿沼市立北押原小学校  
矢田部扶佳さん



日光市立鬼怒川小学校  
手塚 羽音さん



日光市立日光小学校  
斉藤 花帆さん



日光市立日光小学校  
恵美亜季子さん



日光市立大妻小学校  
菅沼 恵さん



日光市立今市第三小学校  
梁瀬 颯人さん



# 雑談◆雑字の庭

## 讃岐うどんのすべてに強いコシが？

フリーランスライター  
藤木順平

新聞のテレビ欄に「春の特番―ナンタラカンタラ」といった番組が目につくところになった。

これまでの印象では、旅と食べ物テーマにしたものが多かった気がする。その中でも、食べ物に関しては「讃岐うどん」が多く取り上げられてきている。

そこで、ちょっと気になるのは、「食のレポーター」と称する人が、何とかの一つ覚えのように、「一口うどんをすすって「うん、さすが讃岐うどん、コシが強いですねー！」というやつだ。

手元に『新・讃岐うどん入門』（さぬきうどん研究会）がある。そのなかに県民を対象にした「うどんのコシ」に関するアンケート調査（香川県農林水産部）がある。それによると「コシがあり、少し硬めのうどんを好む」と答えた人が男性4割、女性3割。「コシはあるが、普通程度の硬さ」は男性6割、女性7割なのである。

レポーターが強調するほど県民は「強いコシ」にこだわっていない。讃岐うどん歴12年の筆者の経験でも、コシのあるもの、ないものさまざまだった（すべておいしかった！）。

テレビに向かって「ちよつと待て！」とか「なんだって？」などと、突っ込みを入れるのは必要なことなのである。ただし、他人のいないところで…。面倒臭い奴と思われるからね。

### 【作者略歴】

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）本名・藤田順一）フリーランスライター。  
1976年早大理工学部卒業。

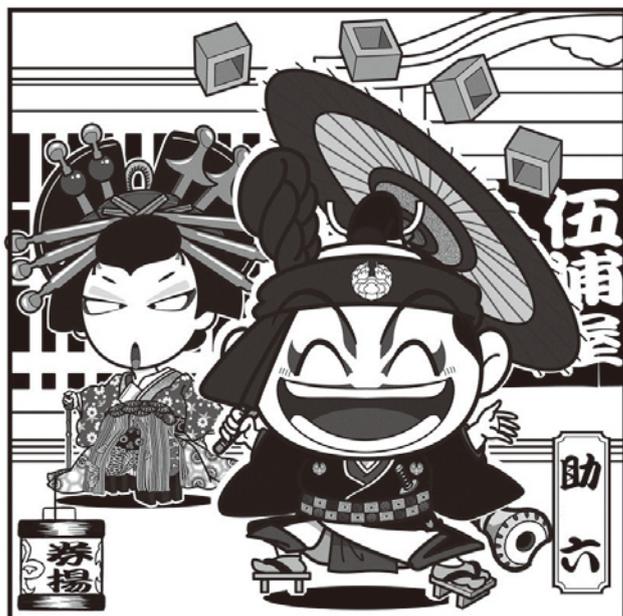
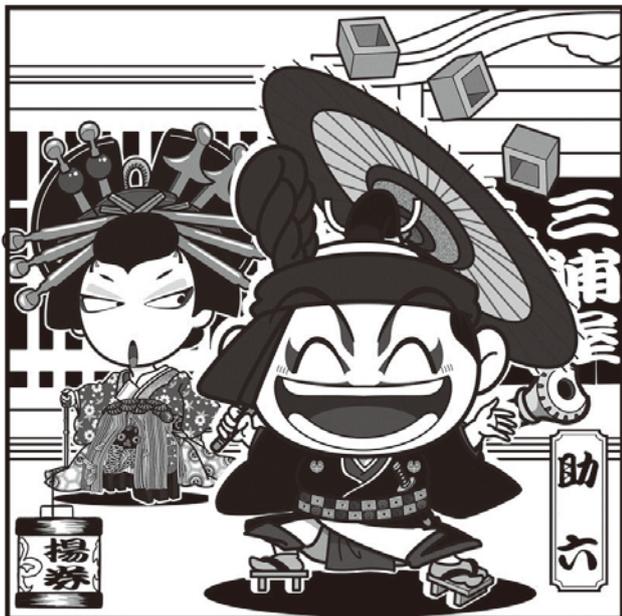
NHK「てんぐく笑劇場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで㈱エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

## 7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が7ヶ所あります。  
見つけられますか？（答えは5Pにあります）

### ■作者紹介 神谷一郎（かみや いちろう）

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

＼新登場／

選ぶなら、がんの治療に幅広く対応した  
がん保険。

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成25年版「インシュアランス生命保険統計号」

選ぶポイント

1 通院保障

入院はもちろん、  
通院\*も日数無制限で保障。

※①三大治療のための通院 日数無制限保障  
②退院後365日以内の通院 日数無制限保障

2 三大治療保障

がんの主な治療法である  
手術・放射線・抗がん剤の  
三大治療をしっかり保障。

3 がん専門相談サービス

納得した治療法を  
選択するために、  
専門家に相談できます。

がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は(株)法研が提供しているサービスです。



はじめてダック

通院・入院・抗がん剤・診断一時金

— 法人会 —

新 **生きるための  
がん保険** Days

(引受保険会社)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

女性特有のがんにも手厚い

— 法人会 —

新 **生きるための  
がん保険** Days  
レディース

アフラック宇都宮支社

〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り 1-3-1  
KDX 宇都宮ビル 7F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。 AF広宣課 -2014-0044-1501001 8月25日

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

・・・表紙の写真説明・・・

鹿沼市の北西にそびえる山であり、標高は、569.9メートル。山頂が二股になっており、北峰、南峰があり、その間は谷間となっています。遠くからでもよくわかる形で、地元ではとても親しまれております。今年は、桜が開花した時期に、山頂が少し雪を被りました。

■発行所

公益財団法人 鹿沼日光法人会

〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2 TEL0289-65-1201

■発行人

会長 / 上原 昭夫

編集人 / 広報委員会